

4月26日(日)は荒川区議会議員選挙 投票日

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎内線3411

投票できる方

平成7年4月27日以前に生まれた日本国民で、引き続き3か月以上荒川区に住所がある方(転入の場合は、平成27年1月18日までに転入届をした方)です。

住所を移した方

●1月19日以降に転入の届け出をした方と投票前に荒川区から転出した方は投票できません

区内で転居した方の投票所

●3月31日までに転居の届け出をした方…新住所地の投票所

●4月1日以降に転居の届け出をした方…旧住所地の投票所

期日前投票

投票日に仕事のある方、旅行などで投票区外に出かける予定のある方、入院、出産を予定している方

は期日前投票をご利用ください。

日時 4月25日(土)までの午前8時30分～午後8時

期日前投票所 区役所、南千住駅前ふれあい館、荒川総合スポーツセンター、町屋文化センター、シルバー人材センター・荒川授産場、あらかわ遊園スポーツハウス、日暮里区民事務所

投票所整理券

投票所にお越しの際は、投票所整理券をお持ちください。届かない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所職員へ申し出てください。

点字投票・代理投票

目の不自由な方で、希望する方は「点字投票」ができます。また、身体の故障などで字を書けない方は、投票所職員が補助して投票する「代理投票」が

できます。投票所職員に申し出てください。

候補者を知るには

●選挙公報

候補者の政見などを掲載した選挙公報を4月22日(水)までに各戸配布する予定です。届かない場合は、選挙管理委員会へお問い合わせください。

※区役所、各区民事務所・ふれあい館・ひろば館などにも置いてあります

●選挙運動用ポスター

区内244か所に設置したポスター掲示場をご覧ください。

開票

日時 4月27日(月)午前8時45分から

場所 荒川総合スポーツセンター大体育室

中小企業の新事業展開・経営革新を支援します

区では、区内中小企業の新事業展開を支援するために4人の専属コーディネーターを配置し、大学や研究機関などとの連携を推進して新製品や新技術を開発するお手伝いをしています。

また、実際に新製品や新技術を開発する際にさまざまな支援施策があります。技術的課題の解決や新製品開発のための共同研究などを行う際には、ぜひ、区の補助制度や相談事業をご活用ください。

※法に定める「経営革新計画」の承認を受けた方は、補助額増額などの特例を受けられる場合があります。各種補助金に関する相談窓口もあります

対象 区内に本社がある中小企業など

事業概要 下表のとおり

問合せ 経営支援課▷表①～⑤、⑮…☎内線458
表⑥～⑭…☎内線459
産業振興課▷表⑯…☎内線468

事業名	事業内容	対象経費	補助・利用内容
① 産学連携研究開発支援	大学などと産学連携により新製品・新技術を開発する際の経費を補助	共同研究・委託研究の実施に際して、大学などに支出した研究経費、委託費	対象経費の3分の2(限度額300万円)
② 試験研究機関活用支援	新製品・新技術を開発するために試験研究機関を利用した際の経費を補助	公設試験研究機関および区が指定する民間試験研究機関における機器利用、依頼試験などに要する経費	対象経費の2分の1(限度額5万円)
③ 企業課題相談支援	区が連携協定を締結する大学などの教員への経営課題などの相談	教員の相談費用を区が原則として全額負担 ※遠隔地への派遣など、実費負担が発生する場合あり	各支援機関につき、対象経費の10分の10(限度額は20万円)または年度内10回以内
④ 高度特定分野専門家派遣	区内企業が抱える、高度で専門的な知識やノウハウを必要とする課題を迅速に解決するために、事業再生・知的財産・技術開発・デザインなどのさまざまな分野の専門家を無料で派遣	専門家の派遣費用を区が原則として全額負担 ※特別区域外への派遣など、実費負担が発生する場合あり	1企業・1団体または個人につき、全分野の専門家を合わせて年度内10時間まで
⑤ 魅力発信動画製作補助	製品や技術力など、自社の強みをインターネットでPRするための動画の製作費用を補助	動画製作業者への委託費	対象経費の2分の1(限度額10万円) ※原則1企業1回限り。経営革新計画承認企業などの特例は、補助回数を追加
⑥ 新製品・新技術開発補助	平成27年度中に着手し、平成29年3月31日までに開発が完了できる先駆的な新製品、新技術を開発する際の経費を補助 ※専門機関による審査があります(申込期限:9月30日)	開発に要する材料・工具などの購入費、大型機械装置の賃借料、市場調査や分析のためのマーケティング調査費などの直接的経費	対象経費の2分の1(限度額200万円) ※経営革新計画承認企業の特例は、対象経費の3分の2(限度額300万円)
⑦ 産業財産権取得補助	取得が見込める特許権、実用新案権、意匠権、商標権の出願料などの経費を補助	産業財産権取得に要する出願料・登録料などの経費、弁理士費用	対象経費の2分の1(限度額15万円) ※経営革新計画承認企業の特例は、対象経費の3分の2(限度額25万円)
⑧ ISO認証取得補助	平成29年3月31日までに取得が見込めるISO9000シリーズ認証、ISO14000シリーズ認証、ISO27000シリーズ認証、ISO22301認証、ISO50001認証に要する費用を補助	ISO認証取得に要する審査登録機関の審査、内部監査員養成のための研修、コンサルタントによる指導などに要する経費	対象経費の4分の1(限度額50万円)
⑨ 見本市等出展補助	国内・外で行われる販路拡張のための見本市・展示会・フェアなどへの出展料などを補助	会場使用料、展示装飾費、搬送委託費、パンフレット作成経費、通訳費(国外展示会出展の場合のみ)	対象経費の2分の1(限度額20万円) ※国内展示会で初めて利用する・国外展示会への出展の場合は、限度額は30万円。経営革新計画承認企業の特例は、対象経費の3分の2(限度額45万円)
⑩ セミナー・研修受講補助	公的支援機関などが実施する、経営力強化などをテーマとするセミナーの受講や企業内研修の開催に要する費用を補助	受講料、開催経費	対象経費の2分の1(限度額:セミナー受講3万円、企業内研修開催10万円)
⑪ 中小企業倒産防止共済加入助成	「中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)」に新たに加入する際の掛金を補助 ※申請期間は、新規加入月から6か月以内	加入月から6か月の掛金	対象経費の2分の1(限度額(月額)2万円)
⑫ 中小企業退職金共済加入助成	「中小企業退職金共済制度」に新たに加入する際の掛金を補助 ※申請期間は、共済契約後3年以内	加入月から12か月の掛金	対象経費の2分の1(限度額は従業員1人につき2万円)
⑬ 小規模事業者経営力強化支援(設備補助)	区内で10年以上事業を営む小規模事業者 ※製造業は従業員20人以下、卸売業・小売業・サービス業は従業員5人以下	生産・販売活動などで直接的に必要な設備を新たに導入または更新する際に必要な経費を補助	対象経費の4分の1(限度額100万円) ※1設備あたり20万円以上のもの
⑭ 小規模事業者経営力強化支援(女性活躍整備補助)	女性の雇用継続や活躍などにつながる環境整備をする際に必要な経費を補助	環境整備に要する経費	対象経費の4分の1(限度額100万円) ※20万円以上のもの
⑮ 小規模事業者経営力強化支援(ICT販売力強化補助)	販売力強化につながるECサイト構築やECモール出店に関する経費を補助	ECサイト構築費用、ECサイト出店費用	対象経費の4分の1(限度額20万円)
⑯ 小規模事業者経営力強化支援(集客力向上補助)	小売業・サービス業などが活動などにより収益を得るために必要な備品を購入する際の経費を補助	備品の購入に要する経費	対象経費の4分の1(限度額5万円) ※5万円以上20万円未満のもの

※これら補助金は、原則として事前申請です。あらかじめご相談ください。①、⑩、⑬～⑯は、消費税は補助対象から除きます。⑬～⑯は、表に記載の他、限度額は合算して100万円までとなります

